

## 斜里町告示 30号

平成21年度及び平成22年度における斜里町が発注する工事等の契約に係る入札に参加する者に必要な資格等

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5及び第167条の11の規定により、平成21年度及び平成22年度において、斜里町が発注する工事又は、製造の請負、物件の買入、その他の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加しようとする者に必要な資格、資格審査の申請の時期及び方法等について、次のとおり定める。

平成20年11月28日

斜里町長 村田 均

### 第1 資格要件

#### 1. 基本的資格要件

斜里町が発注する契約に係る一般競争入札又は、指名競争入札（以下「競争入札」と総称する。）に参加できる者（以下「競争入札参加資格者」という。）は政令第167条の4第1項（政令第167条の11第1項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により競争入札への参加を排除されている者であってはならない。

#### 2. 契約の種類による資格要件

##### （1）工事の請負契約

1）工事の請負契約についての競争入札参加資格者は、次に掲げる要件を満たしている者でなければならない。

平成21年1月1日現在において、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に許可を受けており、かつ、許可を受けて2年以上その営業を営んでいること。

資格審査の申請する直後の日（その日が平成21年4月1日前である場合は、平成21年4月1日の1年7ヶ月前の日の直後の営業年度の終了の日以下、「基準日」という。）以降に規定する建設業に係る建設業法第27条の23第1項に規定する（以下「経営事項審査」という。）結果通知を受けていること。

基準日以降に受けた経営事項審査の申請をした日の直前2年の各経営年度のうちいずれかの決算においてに規定する建設業に係る完成工事高を有していること。

- 2) 工事の請負契約の競争入札参加資格者については、工事の種類に応じ次に掲げる事項について行った審査の結果を勘案して算出した総合数値によって有資格者となる。

客観的審査事項

平成6年度建設省告示1461号に定める事項

主観的審査事項

ア 工事施工実績

イ 工事経歴

a 工事实績額

b 契約件数

- (2) 物件の製造（印刷に係るものは除く。）の請負契約

物件の製造（印刷に係るものは除く。）の請負契約についての競争入札参加資格者は次に掲げる要件を満たしている者とする。

- 1) 平成21年1月1日現在において過去引続き1年以上その事業を営んでいること。
- 2) 平成20年4月1日から平成20年12月31日までの間に売上高を有していること。
- 3) 個人にあっては、従業員が3名以上であること。

- (3) 建築物の設計に係る契約

建築物の設計に係る契約についての競争入札参加資格者は、次に掲げる要件を満たしている者とする。

- 1) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による一級建築士事務所又は、二級建築士事務所についての登録を受けていること。ただし、建築設備のみの設計を業とする者は、この限りでない。
- 2) 平成21年1月1日現在において過去引続き1年以上その事業を営んでいること。
- 3) 平成20年4月1日から平成20年12月31日までの間に売上高を有していること。

- (4) 土木施設の設計、地質調査又は、技術資料作成に係る契約

土木施設の設計、地質調査又は、技術資料作成に係る契約についての競争入札参加資格者は、次に掲げる要件を満たしている者とする。

- 1) 平成21年1月1日現在において過去引続き1年以上その事業を営んでいること。

2) 平成20年4月1日から平成20年12月31日までの間に売上高を有していること。

3) 個人にあつては、従業員が3名以上であること。

(5) 測量に係る契約

測量に係る契約についての競争入札参加資格者は、次に掲げる要件を満たしている者とする。

1) 測量法(昭和24年法律第188号)第55条の規定による登録を受けた者であること。

2) 平成21年1月1日現在において過去引続き1年以上その事業を営んでいること。

3) 平成20年4月1日から平成20年12月31日までの間に売上高を有していること。

4) 個人にあつては、従業員が3名以上であること。

(6) 物品の購入に係る契約

物品の購入に係る契約についての競争入札参加資格者は、次に掲げる要件を満たしている者とする。

1) 平成21年1月1日現在において過去引続き1年以上その事業を営んでいること。

2) 平成20年4月1日から平成20年12月31日までの間に売上高を有していること。

(7) 道路、側溝等清掃に係る契約

道路、側溝等清掃に係る契約についての競争入札参加資格者は、次に掲げる要件を満たしている者とする。

1) 平成21年1月1日現在において過去引続き1年以上その事業を営んでいること。

2) 平成20年4月1日から平成20年12月31日までの間に売上高を有していること。

3) 個人にあつては、従業員が3名以上であること

3. 資格の有効期間

資格の有効期間は平成21年度及び平成22年度とする。

ただし、共同企業体にあつては、平成22年3月31日までとする。

## 第2 資格の消滅

競争入札参加資格者が次の各号のいずれかに該当したときは、当該競争入札参加資格者の資格を消滅するものとする。

- ( 1 ) 政令 1 6 7 条の 4 第 1 項に規定するものとなったとき。
- ( 2 ) 政令 1 6 7 条の 4 第 2 項の規定に基づき競争入札への参加を排除されたとき。
- ( 3 ) 営業に関し法令の規定による許可、免許、登録等を要する場合において当該許可、免許、登録等を取り消されたとき。
- ( 4 ) その他、第 1 の 2 に定める資格要件のいずれかを欠くに到ったとき。

### 第 3 資格審査の申請時期及び方法等

#### 1 申請時期

- ( 1 ) 平成 2 1 年 1 月 1 9 日から平成 2 1 年 2 月 2 7 日までの間とする。
- ( 2 ) 共同企業体に係る申請時期は、第 1 号によるほか当該共同企業体が結成されたときとする。
- ( 3 ) 中小企業協同組合又は、協同組合に係る申請時期は、第 1 号によるほか当該組合が設立されたときとする。
- ( 4 ) 特に町長が必要と認めた者に係る申請時期は、町長の指定する日とする。

#### 2 申請方法

- ( 1 ) 申請書類は、建設部管理課管理係に直接持参して提出するものとする。
- ( 2 ) インターネット受付及び郵便・宅急便による受付はしない。
- ( 3 ) 申請書様式は、工事及び委託業務については市町村統一様式とし、物品は北海道様式に準ずるものとする。
- ( 4 ) 背表紙に申請名、社名等を記載した紙ファイルに申請書を綴って提出するものとする。( 工事及び委託業務並びに物品共 )
- ( 5 ) 申請書に添付する登記簿謄本、印鑑証明書ほか各種証明書類はコピー可。決算書は直近 2 ヶ年分とする。
- ( 6 ) 納税証明書 ( コピー可 )

- ・ 国税 ( 法人税及び消費税 ) 様式その 3 の 3 ( 未納額のない証明 ) 納税証明書

- ・ 道税及び町税 ( 町外業者は本社所在地の市町村納税証明書 ) 納税証明書

#### 3 資格審査の再審査

- ( 1 ) 競争入札参加資格者は、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、再度資格審査の申請をするものとする。
  - 1 ) 名称を変更した場合。
  - 2 ) 法人たる競争入札参加資格者が組織を変更した場合。
  - 3 ) 共同企業体又は、中小企業等協同組合 ( 企業組合を除く。 ) である競争入札参加資格者がその構成員を変更したとき。

4) 企業組合である競争入札参加資格者又は、協同組合である競争入札参加資格者がその構成員を変更した場合。

(2) 前号の申請は、建設部管理課管理係に申請書を提出することにより行うものとする。

4 その他

斜里町のホームページに受付に関する予定・要領などを掲載。